

議案第10号

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部
を改正する条例

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年条例
第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に、「課程において衛生
工学若しくは水道工学に関する学科目」を「課程」に、「2年以上水道」を「3年以上
水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」とい
う。）」に、「者」を「者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を
有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機
械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に、「課程において衛生工学及び水道工学に
関する学科目以外の学科目」を「課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、
「者」を「者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限
る。）」に改め、同条第3号中「前期課程を」を「前期課程（以下「専門職大学前期課
程」という。）を」に、「高等専門学校」を「高等専門学校（次号において「短期大学

等」という。)に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「修了した後」を「修了した後。同号において同じ。」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」を「中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

第4条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第5条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「において土木工学以外の」を「において」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を「後」に、「者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を「者」に、「同条第4

号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準の見直しを行うため、本案を提出する。